

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月1日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第18号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第4章 [略]	第1章～第4章 [略]
<u>第5章 補則（第50条）</u>	
附則	附則
（契約保証金の納付）	（契約保証金の納付）
第20条 [略]	第20条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却シ	3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却シ

システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。ただし、前項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

4 [略]

（契約保証金の免除）

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保険会社が定め、管理者が認めた措

システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 [略]

（契約保証金の免除）

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。

(5)、(6) [略]

第5章 補則

(公告の方法)

第50条 地方自治法施行令（第2編第5章第6節の規定に限る。）、特例政令及びこの管理規程の規定による公示又は公告は、インターネットを利用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により公示又は公告をしたときは、その公示又は公告を市事務所の掲示場に掲示したものとみなす。

(5)、(6) [略]

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程第20条第3項及び第21条第4号の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。